

## 奈良市議会常任委員会傍聴規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）

第19条第3項の規定に基づき、議会の常任委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 一般席の傍聴人の定員は、各委員会20人とする。ただし、各委員会の委員長が特に認めた場合は、この限りでない。

### (傍聴の手続)

第3条 委員会を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。）は、委員会開会予定時刻の15分前までに所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴しようとする者の数が定員を超えた場合は、これらの者のうちから抽選の方法により傍聴人を決定し、傍聴券を交付する。

3 傍聴しようとする者の数が定員を超えない場合は、受付順に傍聴人とし、傍聴券を交付する。

### (傍聴券)

第4条 傍聴券の交付を受けた者は、当該交付を受けた日に限り、一般席において委員会を傍聴することができる。

2 傍聴券の交付を受けた者は、委員会の傍聴を終え退場するときは、傍聴券を返還しなければならない。

### (準用規定)

第5条 奈良市議会傍聴規則（昭和49年奈良市議会規則第2号）第7条から第12条までの規定は、委員会の傍聴について準用する。この場合において、第7条第2項、第8条第4号、第9条及び第12条中「議長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

### (その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長

がこれを定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○奈良市議会傍聴規則

昭和49年12月25日議会規則第2号

改正

昭和57年11月30日議会規則第1号

平成3年6月28日議会規則第2号

奈良市議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は、81人とする。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名、年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 報道関係者及び奈良市職員で、議長から傍聴証の交付を受けた者は、前項の規定にかかわらず、これを係員に提示して傍聴することができる。

(傍聴証の交付及び返還)

第5条 傍聴証は、会期ごとに交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは、返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持つている者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持つている者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持つている者
- (4) 酒気を帶びていると認められる者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して、拍手、その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、すみやかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

附 則

1 この規則は、昭和50年1月1日から施行する。

2 奈良市議会傍聴人取締規則（昭和22年奈良市議会告示第35号）は、廃止する。

附 則（昭和57年11月30日議会規則第1号）

この規則は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則（平成3年6月28日議会規則第2号）

この規則は、平成3年6月28日から施行する。